

一宮町内会防犯組合同規約

平成13年 月 日制定

(名称及び事務所)

第1条 本組合は、一宮町内会防犯組合と称し、事務所を組合長宅に置く。

(組織)

第2条 本組合は一宮町内会の会員をもって組織する。

(目的)

第3条 本組合は自主的防犯活動の推進を図り、犯罪及び災害等の予防並びに青少年の健全育成に努め、もって明るく住みよい町内会を築くことを目的とする。

(事業)

第4条 本組合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防犯意識の啓蒙に関すること
- (2) 各種犯罪、事故及び災害の予防に関すること
- (3) 青少年の非行防止及び健全育成に関すること
- (4) 暴力追放運動の推進に関すること
- (5) 中山学区との連絡調整に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するため必要な事項

(役員)

第5条 本組合に次の役員を置く。

組 合 長	1名
副組合長	若干名
理 事	若干名
防犯連絡員	若干名
会 計	1名
監 事	2名

(役員の仕事)

第6条 組合長は組合を代表し、組合の運営を統括するとともに、中山学区との連絡協議、警察署、学区内諸団体、諸官庁との連絡調整事項を遂行する。

- 1 副組合長は、組合長を補佐し組合長事故あるときはこれを代理する。
- 2 理事は、本組合の防犯連絡員の選考を行い、組合が行う事業について審議し、その事業を遂行する。

3 防犯連絡員は、組合が行う事業について審議し、組合長との緊密な連帯のもとに、防犯活動の拠点として自主防犯活動の推進に努める。

4 会計は、本組合の経理に関する事項を遂行する。

5 監事は、本組合の経理を監査して総会に報告する。

(役員を選出)

第7条 組合長は町内会会長とし、副組合長・理事・会計・監事は、組合長が委嘱する。

2 防犯連絡員は、理事会において選考し、組合長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、兼任及び再任を妨げない。役員中欠員を生じた場合は、補充することができる。ただし、補欠の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議の名称)

第9条 本組合に次の審議及び決議機関を置く。

1. 総会
2. 理事会
3. 役員会

(総会の決議事項)

第10条 総会は、本組合の最高決議機関とし、次の事項を付議決定する。

1. 本組合の事業に関する事項
2. 予算及び決算に関する事項
3. 規約の改廃に関する事項
4. 副組合長・理事・会計・監事の選出に関する事項
5. その他組合運営上重要な事項

(総会の招集)

第11条 総会は次の場合組合長が招集する。

1. 定期総会 毎年1回会計年度当初に招集する。(町内会総会と同時に行う)
2. 臨時総会 役員会において必要と認めるときまたは会員の5分の1以上の請求があったとき臨時に招集する。

(総会の成立及び議決)

第12条 総会の成立は、各戸会員1名として総戸数の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数で決定する。ただし止むを得ず欠席する場合は委任状によりその権限を委任することができる。

(総会の議事)

第13条 総会の議長は、組合長がこれに当たる。

(理事会及び役員会)

第14条 理事会及び役員会は、組合長が必要の都度招集する。

(理事会及び役員会の議長)

第15条 理事会及び役員会の議長は、組合長がこれに当たる。

(理事会及び役員会の構成)

第16条 理事会は、組合長・副組合長・会計・理事で構成し、役員会は、監事を除く役員で構成する。

(理事会及び役員会の成立と議決)

第17条 理事会及び役員会は、その構成員の過半数の出席を要し議事は出席者の過半数で決定し賛否同数のときは議長の採択により決定する。

(経費)

第18条 本組合の経費は、町内会の助成金・寄付金。その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第19条 本組合の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約)

第20条 本規約の改正を行う場合は、総会において行うものとする。

(細則)

第21条 本規約に定めるもののほか、本組合の運営上必要な事項は役員会の議を経て別に定めることができる。

付 則

この規約は、平成13年 4 月 15 日より実施する。